

# 財務省業務継続計画

平成 20 年 6 月 27 日

平成 30 年 6 月 15 日 最終改正

平成 20 年	6 月	27 日	
平成 24 年	4 月	17 日	改正
平成 26 年	7 月	2 日	改正
平成 29 年	5 月	26 日	改正
平成 29 年	11 月	1 日	改正
平成 30 年	6 月	15 日	改正

# 財務省業務継続計画 目次

第1章 総則.....	1
1 背景と位置付け .....	1
2 基本方針 .....	2
3 本計画の構成.....	3
4 定義 .....	3
第2章 被害想定及び前提条件 .....	4
1 被害想定 .....	4
(1) WG 被害想定.....	4
(2) 政府 BCP による被害想定 .....	6
2 前提条件 .....	6
第3章 非常時優先業務及び管理事務 .....	7
1 非常時優先業務及び管理事務の考え方 .....	7
2 業務影響分析と非常時優先業務等の抽出 .....	7
3 各局等における非常時優先業務等のマニュアルの作成.....	9
第4章 非常時優先業務等の実施 .....	10
1 災害発生時の初動対処 .....	10
(1) 省対策本部の設置等 .....	10
(2) 本庁舎の安全性の確認.....	10
(3) 安全行動及び安否等確認.....	10
2 非常時優先業務等の実施等.....	10
(1) 職員等への指示等 .....	10
(2) 非常時優先業務等従事者等.....	10
(3) 非常時優先業務等に従事しない者 .....	10
3 関係機関の連携 .....	11
4 情報の発信 .....	11
5 帰宅困難者の受入れ.....	11
6 権限委任 .....	11
第5章 非常時優先業務等実施のための備え .....	12
1 執行体制 .....	12
(1) 社会全体としての業務継続体制の構築 .....	12
(2) 権限の委任等 .....	12
(3) 職員の参集状況の把握及び参集要員の確保等 .....	12
(4) 災害発生時の記録体制等.....	12
(5) 帰宅困難者の受入れ体制.....	12
2 執務環境等 .....	12
(1) 庁舎.....	12
(2) 電力.....	13

(3) 通信・情報システム.....	13
(4) 物資の備蓄.....	13
(5) 職員個人の自立した備え.....	13
(6) 代替庁舎の確保.....	13
<b>第6章 教育・訓練及び本計画の評価・点検等.....</b>	<b>15</b>
<b>1 教育・訓練等.....</b>	<b>15</b>
<b>2 本計画の評価・点検等.....</b>	<b>15</b>

# 財務省業務継続計画

## 第1章 総則

### 1 背景と位置付け

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条に基づき中央防災会議が作成した「防災基本計画」では、公的機関等の業務継続性の確保について、「国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。」とされている。

財務省では、これを踏まえ、財務省防災業務計画に基づく災害応急対策や災害復旧などを遅滞なく実施するとともに、停滞が国家機能、国民生活及び経済活動等に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要があるため、平成20年6月に「財務省業務継続計画」(以下「本計画」という。)を策定した。

その後、本計画は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓等を踏まえ、更なる業務継続力の向上を図るため、平成24年4月に改定した。

平成25年11月に「首都直下地震対策特別措置法」(平成25年法律第88号)が制定された。同法に基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成26年3月閣議決定)では、「首都地域は、政治中枢や行政中枢、あるいは経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集している。このような首都地域において、大きな地震が発生した場合、広域的な災害応急対策に不可欠な政治・行政中枢機能や、我が国の経済中枢機能などの首都中枢機能の継続性の確保が課題」とされており、また、同法に基づき「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月閣議決定。以下「政府BCP」という。)が策定され、各府省等は、政府BCPに基づき、必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成するとされたことに伴い、平成26年7月に改定した。

その後、省庁業務継続計画の有識者による評価・提言や各種訓練において判明した課題、中央合同庁舎第4号館を代替庁舎として追加で指定したことなどに対応するため、平成29年5月及び11月に本計画を改定することとした。

本計画に基づき各種訓練を実施した結果判明した課題に対応し、より実践的な対応が可能となるようにするため、平成30年6月15日に本計画を改定することとした。

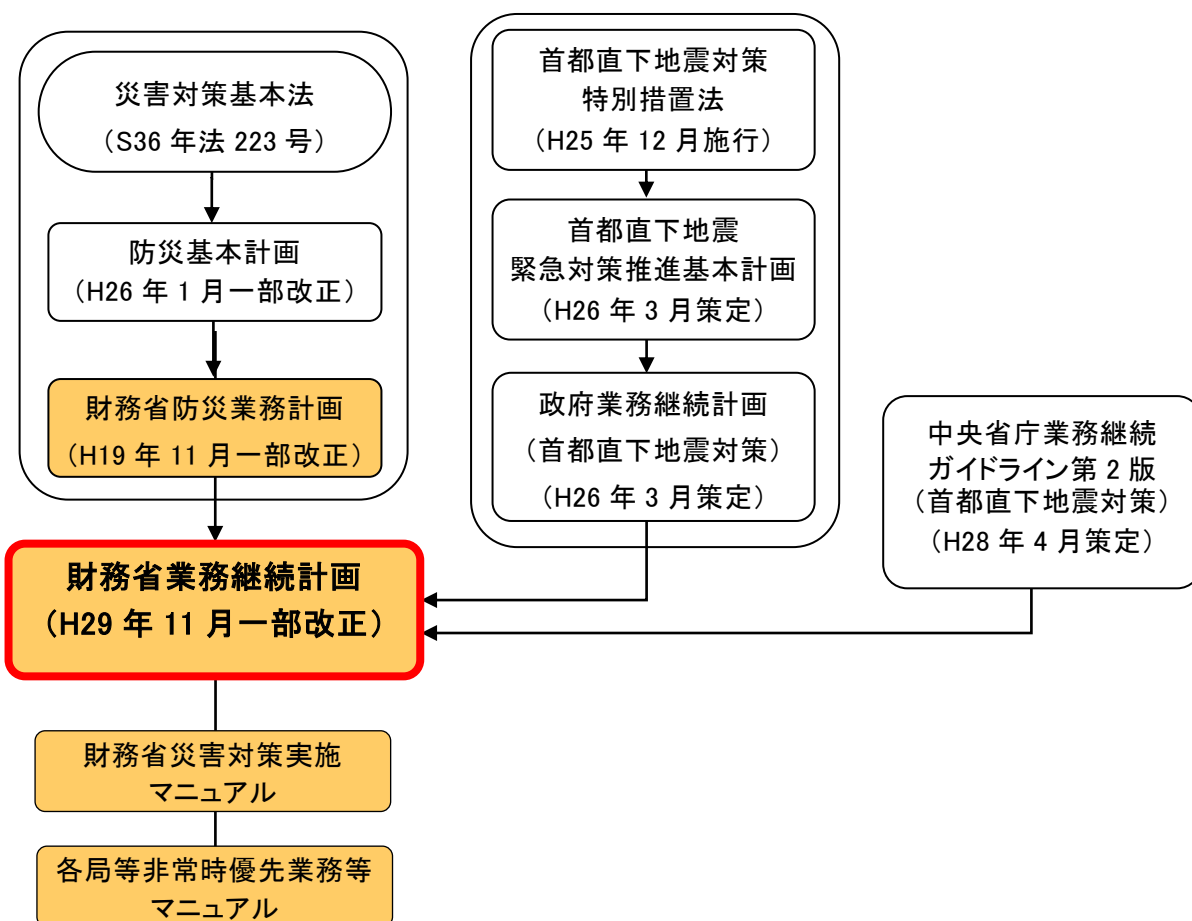


図1 財務省業務継続計画の位置付け(各種計画等との関係)

なお、本計画に基づく災害対策の実施の細目は、「財務省災害対策実施マニュアル」や「各局等非常時優先業務等マニュアル」など、必要に応じ、別途定めることとしている。

## 2 基本方針

財務省は、「健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ること」を任務としている(財務省設置法第3条)。財務省は、その諸機能を継続するため、下記の方針に基づいて、業務継続の確保を図る。

- (1) 財務省の職員及び来庁者の安全を確保する。
- (2) 財務省の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。

### 3 本計画の構成

本計画は6章で構成する。

第1章は本計画の位置付け及び基本方針について、第2章は本計画を策定するに当たっての被害想定及びその前提条件を、第3章は非常時優先業務等の評価基準の考え方及び抽出結果について、第4章は災害発生時の初動対処及び業務実施等について、第5章は非常時優先業務等実施のための備えとしての執行体制及び執務環境について、第6章は教育・訓練等及び本計画の評価・点検等について、それぞれ規定している。

地方支分部局の長は、財務省防災業務計画及び本計画に基づき、その所掌事務に関し必要に応じて業務継続計画を作成し、本省と連携を図るとともに、定期的に検討を加え、見直しをしなければならない。なお、業務継続計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを財務省本省に報告しなければならない。

### 4 定義

本計画において、以下に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 政策推進室 発災前の大臣官房総合政策課政策推進室(以下「政策推進室」という。)全体をいう。
- (2) 危機管理部署 発災後から財務省災害対策本部事務局(以下「省対策本部事務局」という。)が設置されるまでの間の政策推進室全体をいう。

## 第2章 被害想定及び前提条件

### 1 被害想定

#### (1) WG 被害想定

中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震ワーキンググループの「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成 25 年 12 月。以下「WG被害想定」という。)において、防災・減災対策の対象とする地震は、切迫性の高いM7 クラスの首都直下地震を対象とすることとし、M7 クラスの首都直下地震には、様々なタイプが考えられるが、複数の想定のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられる都区部直下の都心南部直下地震を設定するとされている。

なお、相模トラフ沿いの海溝型のM8 クラスの地震(大正関東地震タイプ)に関しては、当面発生する可能性は低いですが、今後百年先頃には、発生する可能性が高くなっていると考えられることから、長期的な防災・減災対策の対象として考慮することとされている。

#### 【防災・減災対策の対象とする地震】(WG 被害想定より)

##### 都心南部直下地震

- M7. 3
- 断層の直上付近で震度 6 強、その周辺のやや広域の範囲に 6 弱(地盤の悪いところは一部で震度 7) ※
- 東京湾内での津波高は、1m以下

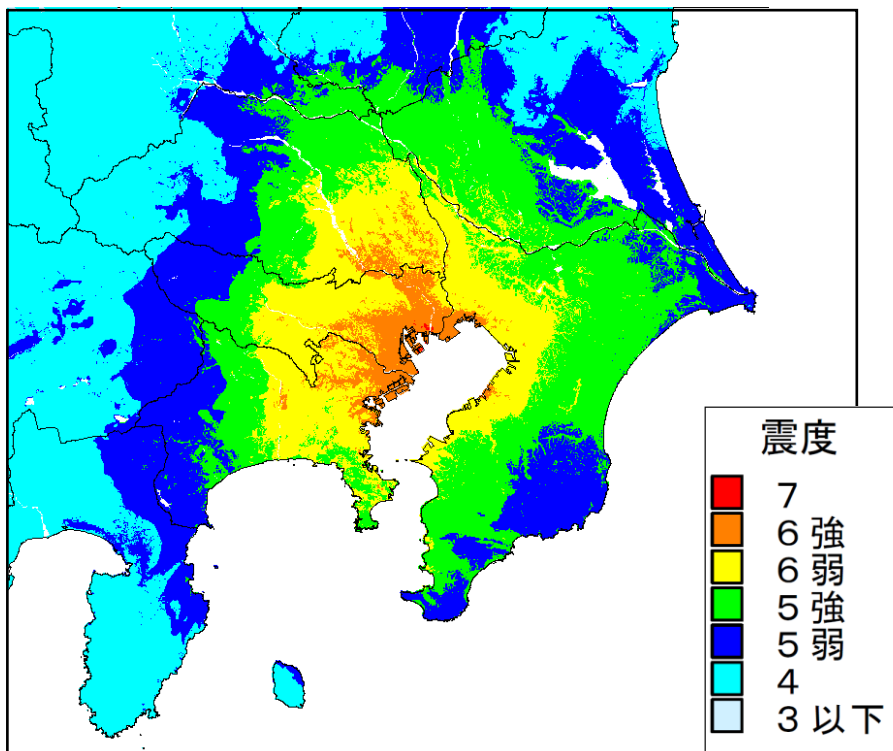


図 2 都心南部直下地震(M7.3)による震度分布図

※ 内閣府首都直下地震モデル検討会資料「都道府県・市町村毎の最大震度の表」によると東京 23 区内は江東区及び江戸川区が最大震度 7、それ以外は最大震度 6 強となっている。



WG被害想定においては、都心南部直下地震における被害想定を以下のとおり示している。

### 【首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告(抄)】

#### ○ 被害想定(人的・物的被害)

##### 1. 地震の揺れによる被害

- (1) 揺れによる全壊家屋: 約 175,000 棟、建物倒壊による死者: 最大 約 11,000 人
- (2) 揺れによる建物被害に伴う要救助者: 最大 約 72,000 人

##### 2. 市街地火災の多発と延焼

- (1) 焼失: 最大 約 412,000 棟、建物倒壊等と合わせ最大 約 610,000 棟
- (2) 死者: 最大 約 16,000 人、建物倒壊等と合わせ最大 約 23,000 人

##### 3. インフラ・ライフライン等の被害

###### (1) 電力

発災直後は都区部の約 5 割が停電。供給能力が 5 割程度に落ち、1 週間以上不安定な状況が続く。

###### (2) 通信

固定電話・携帯電話とも、輻輳のため、9 割の通話規制が 1 日以上継続。メールは遅配が生じる可能性。携帯基地局の非常用電源が切れると停波。

###### (3) 上下水道

都区部で約 5 割が断水。約 1 割で下水道の使用ができない。

###### (4) 交通

地下鉄は 1 週間、私鉄・在来線は 1 か月程度、運行停止する可能性。

主要路線の道路啓開には、少なくとも 1~2 日を要し、その後、緊急交通路として使用。

都区部の一般道はガレキによる狭小、放置車両等の発生で交通麻痺が発生。

###### (5) 港湾

非耐震岸壁では、多くの施設で機能が確保できなくなり、復旧には数か月を要す。

###### (6) 燃料

油槽所・製油所において備蓄はあるものの、タンクローリーの確保、深刻な渋滞により、非常用発電用の重油を含め、軽油、ガソリン、灯油とも末端までの供給が困難となる。

##### 4. 経済的被害

- (1) 建物等の直接被害: 約 47 兆円
- (2) 生産・サービス低下の被害: 約 48 兆円 合計: 約 95 兆円

## (2) 政府 BCP による被害想定

政府 BCP においては、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、WG被害想定が想定する震度分布及び被害様相を念頭に置いた上で、特に不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定としている。具体的には次のとおりとなっている。

### 【政府BCPによる被害想定】

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1 週間継続する。
- ② 下水道の利用支障は、1 か月継続する。
- ③ 地下鉄の運行停止は、1 週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1 か月継続する。
- ④ 主要道路の啓開には、1 週間を要する。

この場合において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の一部が使用不能になることも想定する。

## 2 前提条件

1における被害想定を踏まえ、財務省として、本計画における前提条件は、以下のとおり。

表 1 財務省における被害等の前提条件

本 庁 舎	一定期間使用不能となることも想定する。
電 気	停電は 1 週間継続する。
電 話	商用電話回線の不通は 1 週間継続する。
上 水 道 ( 飲料水 )	断水は 1 週間継続する。
下 水 道	下水道の利用支障は 1 か月継続する。
公共交通機関 ( 鉄 道 )	地下鉄の運行停止は、1 週間継続する。 JR及び私鉄の運行停止は、1 か月継続する。
主要道路	主要道路の啓開には、1 週間を要する。
情報システム	[財務省行政情報化 LAN システム]本庁舎が使用不能となった場合には、バックアップシステムへの切替えを行うため、復旧まで 1 日程度を要する。

### 第3章 非常時優先業務及び管理事務

#### 1 非常時優先業務及び管理事務の考え方

政府 BCP において、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務(以下「非常時優先業務」という。)として、政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務が掲げられている。

また、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理及び庁舎管理等の事務(以下「管理事務」という。)は、当然実施されるべきものとされている。

こうしたことを踏まえ、以下に示す考え方に基づき、財務省として実施すべき、非常時優先業務及び管理業務(以下「非常時優先業務等」という。)を抽出する。

#### 2 業務影響分析と非常時優先業務等の抽出

被害想定の下、業務が停止することによる社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、非常時優先業務等を抽出する。業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民の生命、身体及び財産の保護並びに社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間(0時間、3時間、6時間、12時間、1日、2日、3日、5日、1週間、10日、2週間、1か月)ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行う。

表2 「影響の重大性」の評価基準

影響の重大性	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
対象とする目標レベルに到達していないことに伴う代表的な影響の内容	社会的影響はわずかにとどまる。 ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	若干の社会的影響が発生する。 しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 国民生活上の不便、法定手続きの遅延、契約履行の遅延等。	相当の社会的影響が発生する。 社会的な批判が発生し、その過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考え。 法令違反、重要な法定手続きの遅延等。	甚大な社会的影響が発生する。 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考え。 人命、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等。

業務影響分析の結果、①1か月以内に目標レベルに到達していないことにより、レベルⅢ以上の影響となる業務及び ②2週間以内に開始(再開)しなければレベルⅢ以上の影響となる業務を非常時優先業務等として抽出することとした。

次表は抽出された財務省の主な非常時優先業務等である。

表 3 財務省の主な非常時優先業務等

開始 目標時間	非常時優先業務等名
直ちに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎・中央合同庁舎第 4 号館防災対策本部業務</li> <li>・ 本庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎立上げ業務</li> </ul>
3 時間 以 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロジ業務(執務環境整備、安否等確認など)</li> <li>・ 財務省災害対策本部設置及び関連業務</li> <li>・ 情報システム復旧業務</li> <li>・ 記者会見等報道対策業務</li> <li>・ 日本銀行金融政策決定会合業務</li> <li>・ 輸出入通関関連業務</li> <li>・ 財務省防災業務計画第 13 条(国有財産の無償貸付等)関連業務</li> <li>・ 金融市場状況確認業務</li> <li>・ 為替市場の動向把握及び為替介入業務</li> </ul>
6 時間 以 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等への激甚対応業務</li> <li>・ 国債の発行及び借入業務</li> </ul>
12 時間 以 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震保険関連業務</li> <li>・ 緊急対策のための財政措置</li> <li>・ 塩事業法第 31 条に規定する緊急時の措置に係る業務</li> <li>・ 国債発行計画見直し業務</li> </ul>
1 日 以 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約事務</li> <li>・ 株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 2 項に規定する指定金融機関が行う危機対応業務及び株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に関する業務</li> <li>・ 住宅被災者への対応(独立行政法人住宅金融支援機構の財政融資資金借入れの認可業務等)</li> <li>・ 財務省防災業務計画第 16 条(関税に関する措置)関連業務</li> <li>・ 財務省防災業務計画第 15 条(国税に関する措置)関連業務</li> <li>・ 資本取引等規制関係業務</li> </ul>
1 週間 以 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の法令審査業務</li> <li>・ 予算編成・要求業務</li> <li>・ 災害関連法案作成業務</li> </ul>

### 3 各局等における非常時優先業務等のマニュアルの作成

非常時優先業務等を速やか、かつ、確実に実施するため、財務省内部部局及び施設等機関並びに国税庁内部部局、税務大学校(本校霞が関事務室)及び国税不服審判所(本部)(以下「各局等」という。)において、非常時優先業務等に係るマニュアル(以下「各局等非常時優先業務等マニュアル」という。)を作成し、適宜見直しを行うほか、非常時優先業務等の一覧を添付する。

各局等非常時優先業務等マニュアルを新たに作成した場合又は更新した場合は、政策推進室に報告する。

## 第4章 非常時優先業務等の実施

### 1 災害発生時の初動対処

災害発生時の初動対処としては、概ね以下のとおりとする。なお、各事項の細目については、財務省災害対策実施マニュアル又は各局等非常時優先業務等マニュアル等において定める。

#### (1) 省対策本部の設置等

首都直下地震が発生した場合、財務省災害対策本部設置運営要領（以下「省対策本部運営要領」という。）に定めるところに従い、財務省災害対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。

#### (2) 本庁舎等の安全性の確認

大臣官房会計課（以下「会計課」という。）は、発災後直ちに財務省本庁舎（以下「本庁舎」という。）及び中央合同庁舎第4号館（以下「4号館」という。）の安全性を確認する。各局等は、執務室等に危険を認められた場合、直ちに会計課に報告する。会計課は、安全性に係る確認結果を省対策本部へ報告する。

省対策本部はその報告を踏まえ、本庁舎における業務継続の可否及び職員等への指示内容等を決定する。

本庁舎における業務継続が困難と認められた場合、省対策本部は、代替庁舎の安全性等を確認の上、代替庁舎への移転を決定し、職員は代替庁舎に移動する。

#### (3) 安全行動及び安否等確認

首都直下地震が発生した場合、本庁舎内の全ての職員及び来庁者の安全確保を最優先とし、安全行動に係る指示等を行う。

危機管理部署は、緊急時情報連絡システム等を活用し、発災時に職員及び家族の安否等の確認を実施する。

### 2 非常時優先業務等の実施等

#### (1) 職員等への指示等

省対策本部は、1. (2)の決定を踏まえ、全ての職員及び来庁者に対し、省対策本部の設置の連絡に加え、非常時優先業務等の実施、一斉帰宅抑制、残留指示及び自宅待機の指示等を行う。

#### (2) 非常時優先業務等従事者等

省対策本部構成員、省対策本部事務局員及び危機管理部署の職員並びに大臣、副大臣及び大臣政務官の各秘書官は、省対策本部の指示及び省対策本部運営要領に定めるところに従い省対策本部に参集し、省対策本部関連業務を実施する。

非常時優先業務等従事者は、省対策本部からの連絡、各局等からの指示及び各局等非常時優先業務等マニュアルに従い、非常時優先業務等の実施場所に参集し、非常時優先業務等を実施する。

#### (3) 非常時優先業務等に従事しない者

非常時優先業務等に従事しない者は、省対策本部の指示に従い、本庁舎での業務継続、一斉帰宅抑制及び自宅待機等を行い、省対策本部及び各局等からの指示

及び連絡を受けることができる態勢を整える。

なお、自宅待機の間、自宅周辺での被災者の支援活動に携わるなど、地域貢献に積極的に取り組む。

### 3 関係機関の連携

省対策本部及び各局等は、政府緊急対策本部、各府省等、地方支分部局、日本銀行等の関係機関及び民間事業者等との間で、必要な情報を共有しつつ、有機的な連携協力を図り、非常時優先業務等の機動的かつ効果的な実施を図る。

### 4 情報の発信

省対策本部及び各局等は、国民に正確かつ迅速な情報提供に努めるため、また、風説・流言対策等のため、記者会見、財務省ウェブサイト及びソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて、広く情報発信を行う。

### 5 帰宅困難者の受入れ

本庁舎の耐震工事が終了するまでは、庁舎外からの帰宅困難者の受入れは行わない。耐震工事終了後は、政府の方針も踏まえつつ、執務室のセキュリティ対策の状況及び非常時優先業務等の継続への影響を踏まえて帰宅困難者の受入れに対応する。

### 6 権限委任

災害発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するため、省対策本部長である財務大臣の総括の下に、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統を確立する。

省対策本部の運営に当たり、省対策本部構成員が参集できない場合には、あらかじめ定めた委任順位に沿って権限を委任する。また、省対策本部の開催を待たずに緊急の対応を行う必要がある場合は、省対策本部の権限は大臣官房長に委任する。

各局等の非常時優先業務等についても、必要に応じ、非常時優先業務等の実施に係る権限を、あらかじめ定めた委任順位に沿って委任する。

## 第5章 非常時優先業務等実施のための備え

### 1 執行体制

#### (1) 社会全体としての業務継続体制の構築

政策推進室をはじめ、各局等は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務等の実施並びにそのための職員の調整等について、政府緊急災害対策本部、各府省等、地方支分部局、日本銀行等の関係機関並びに電気、ガス、輸送及び通信等の事業者等との必要に応じた連携協力が機能するよう、あらかじめ、各局等非常時優先業務等マニュアル等において、これらの事項の連携体制を定める。

執行体制の細目は、別途定める。

#### (2) 権限の委任等

第4章6.に示す省対策本部関連業務及び非常時優先業務等の実施に際しての権限の委任順位を省対策本部運営要領及び各局等非常時優先業務等マニュアル等において、あらかじめ定める。

首都直下地震発生時における被災地域への支援等のため、大臣等の権限を地方支分部局の長等に委任できるようにするための措置を、必要に応じ講じる。

#### (3) 職員の参集状況の把握及び参集要員の確保等

政策推進室をはじめ、各局等は、首都直下地震が勤務時間外に発生した場合に参集することができる職員を把握し、非常時優先業務等を継続するために必要な職員を、首都直下地震発生後、定められた時間内に参集する要員(以下「参集要員」という。)としてあらかじめ確保し、各局等非常時優先業務等マニュアル等に名簿を添付する。

また、参集要員が定められた時間内に参集できない場合の代替要員や交替要員等も併せて確保し、各局等非常時優先業務等マニュアルに名簿を添付する。

参集要領等の細目は、別途定める。

#### (4) 災害発生時の記録体制等

政策推進室をはじめ、各局等は、首都直下地震発生時における活動を記録する業務を非常時優先業務等と位置付け、あらかじめ記録担当者を選定し、(3)の各局等非常時優先業務等マニュアル等に添付する名簿に明記する。

また、記録された活動について、類似の事態が発生した際の重要な資料等として「冊子」を作成した場合は、政策推進室に1部提出する。

記録体制等の細目は、別途定める。

#### (5) 帰宅困難者の受入れ体制

第4章5.に示す方針に基づき、政策推進室及び会計課は、本庁舎耐震工事終了後の帰宅困難者の受入れの対応について検討する。

### 2 執務環境等

#### (1) 庁舎

職員等の安全性の確保及び非常時優先業務等に必要な機能が維持されるよう、会計課は、本庁舎の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務等の内容に



応じて要求される施設機能を確保するための対策を講じる。

また、会計課をはじめ、各局等は、庁舎内の什器の固定等の措置を講じ、定期的に点検する。会計課は、天井等の非構造部材の耐震化の措置を講じる。

## (2) 電力

会計課は、電力供給設備の多重化の措置を講じるとともに、非常用発電設備を整備する。非常用発電設備については非常時優先業務等を1週間程度継続するために必要な燃料を確保する。

また、内閣府において整備された災害時燃料供給体制に基づき、燃料供給が受けられる体制を整備する。

## (3) 通信・情報システム

災害発生時の情報通信の輻輳又は通信設備の直接被害による通信途絶の影響を受け、情報連絡が困難となる可能性を考慮し、専用回線及び衛星通信回線等、可能な限り、情報連絡手段の冗長化を行う。また、通常業務で利用している省内電話基盤及び行政情報化 LAN システムのほか、非常時優先携帯電話等を活用することにより情報連絡を確保する。

大臣官房文書課情報管理室及び会計課をはじめ、各局等は、機器障害について、保守業者との連絡体制を強化し、速やかな復旧を可能とするよう措置する。

### イ 蓄積データ(省、局、課室等)のバックアップ

必要なバックアップデータについては、同時被災しない遠隔地にバックアップシステムを構築し、活用する。

### ロ インターネット接続

電子メールの利用、情報収集及び財務省ウェブサイトによる情報提供のため、インターネット接続回線は冗長化する。

### ハ 復旧のための体制整備

各局等非常時優先業務等マニュアルにおいて、情報システム復旧を迅速に行うための対応策を定める。併せて、各情報システム担当者は、情報システムベンダーとの間で、復旧のための初動体制の構築に関し、事前に確認する。

## (4) 物資の備蓄

会計課は、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務等を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布及び簡易トイレ等の物資が不足することがないように、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄する。また、バール、ジャッキ及び担架等の救助用資機材を備蓄する。

## (5) 職員個人の自立した備え

職員は、自らの安全は自らで守るなど、平素から自立して、非常時に備えるものとする。例えば、飲食料、衛生用品、携帯電話等の情報機器及びその充電機器、環境に適した服装並びに地図等を各自で準備し、携帯するよう努める。

## (6) 代替庁舎の確保

首都直下地震発生時に財務省の庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定し、代替庁舎の第1順位は4号館とし、4号館において非常時優先業務等を実施することができない部局については、東京国税局とする。4号館を使用できない場

合の第2順位は、省対策本部関連業務については金融庁(合同庁舎第7号館西館)とし、非常時優先業務等は東京国税局とする。4号館及び金融庁(合同庁舎第7号館西館)のいずれも使用できない場合の第3順位は東京国税局とする。

第4順位は、立川地方合同庁舎とするとともに、官邸機能が立川広域防災基地に移転した場合については、本庁舎及び他の代替庁舎の使用可否に関わらず立川地方合同庁舎とする。

なお、代替庁舎における執行体制は、基本的に本庁舎における非常時優先業務等の執行体制と同様とし、執務環境等は、代替庁舎の管理担当者等とあらかじめ協議の上、定める。

## 第6章 教育・訓練及び本計画の評価・点検等

### 1 教育・訓練等

業務の継続の実効性を確保するため、全職員が業務継続の重要性を共通の認識として定着するよう、非常時の業務実施体制を平時から想定させ、また、施設等を適切に活用できるよう周知することなどを目的として教育・訓練を定期的実施する。

具体的には、避難訓練、情報連絡訓練、参集訓練、図上訓練、意思決定訓練、安否等確認訓練、省対策本部運営訓練、業務継続計画に関する講演会・セミナー及び基礎知識を与える教育などを実施する。

### 2 本計画の評価・点検等

教育・訓練時のほか、実際の災害の発生時における対応や、省対策本部及び各局等の対応については、適切に記録を残すものとし、これらを通じて PDCA サイクルを導入し、業務継続力の向上及び本計画の改善に資するものとする。

また、本計画の策定、推進・評価・点検及び財務省改善計画の策定等を行う体制として、「財務省防災連絡会議」を必要に応じて開催する。また、外部有識者による評価についても、必要に応じ活用する。